

ウクライナ人道危機救援金を受付中

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人びとが、周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア等）に避難しています。

この状況を受け、日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、下記のとおり、海外救援金を募集いたします。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

【受付期間】 令和5年3月31日（金）まで

【協力方法】

①振込による寄付を希望される方は、下記日本赤十字社口座へ振り込みをお願いします。

ゆうちょ銀行

口座番号 00110-2-5606

口座名義 日本赤十字社

注意事項 振替用紙の通信欄に「ウクライナ人道危機」とご記入ください。

窓口でのお振り込みの場合は、振込手数料が免除されます。

（ATMによる通常振込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。）

受領証をご希望の場合は、振替用紙の通信欄に「受領証希望」と明記のうえ、お名前、ご住所、お電話番号を記入してください。

受領証発行には3か月程お時間を要します。ご了承ください。

②窓口による寄付を希望される方は、日赤かつらぎ町分区（かつらぎ町社会福祉協議会内）で受付を行っています。

【税制上の取り扱い】

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。（個人住民税に係る寄附金控除は対象外）

詳しくは日本赤十字社 HP でご確認ください。

[ウクライナ人道危機救援金 | 国内災害義援金・海外救援金へのご寄付 | 寄付する | 日本赤十字社 \(jrc.or.jp\)](#)

お問い合わせ 日赤かつらぎ町分区（かつらぎ町社会福祉協議会内）0736-22-4311